

SAGA2024鹿島市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、鹿島市で開催されるSAGA2024及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という）の開催趣旨に賛同する企業・団体等（以下「企業等」という）から、協賛の申し出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

(1) 協賛は、原則として大会の広報啓発並びに歓迎装飾に係る物品、各大会に必要な用具等（以下「協賛物品等」という）の受け入れによるものとする。協賛物品の例は別表1のとおりとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、SAGA2024鹿島市実行委員会（以下「実行委員会」という）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、協賛物品の提供若しくは貸与とする。
- (3) 協賛の申込は、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を企業等に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、設置、撤去等に関する費用は原則として企業等の負担とする。

4 協賛への謝意

協賛物品等を受け入れた場合は、謝意表明を企業等へ行う。謝意表明の方法は、原則として、感謝状又は礼状の贈呈とし、協賛物品の評価額に応じ、別表2のとおりとする。また、必要に応じて、ホームページ等にて謝意表明を掲載する。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示をすることができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協賛者との協議のうえ決定するものとする。

6 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの

- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 協賛に係る呼称の使用

企業等の協賛に係る呼称を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、使用にあたり、そのフレーズの内容等については、事前に実行委員会と協議のうえ決定するものとする。

(使用例)

〇〇社は、	SAGA2024 第78回国民スポーツ大会	鹿島市開催競技を応援しています。 鹿島市開催〇〇競技会の協賛企業です。 鹿島市開催〇〇競技を応援しています。
-------	--------------------------	--

9 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに関して必要な事項は別に定める。

別表 1

項目	物品名
啓発用	のぼり旗、横断幕、ポケットティッシュ、筆記用具など
歓迎装飾用	のぼり旗、横断幕など
おもてなし用	飲料水、特産品、参加者記念品など
競技会用	スタッフ被服（服飾、帽子等）、資料袋など
開催準備用	自動車（貸与）など
その他	実行委員会との協議による

別表 2

協賛者	評価額	感謝状等	対応方式	対応者	協賛者名掲載
企業・法人・団体	100万円以上	感謝状	贈呈式	会長	1. 市HP、報告書等に協賛者名掲載 2. 協賛物品等に協賛者名掲載可 3. 「協賛者」の呼称使用可
	100万円未満 10万円以上		持参	事務局長	
	10万円未満	礼状	郵送	—	